

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成 17 年 10 月)

食品安全委員会が行った食品健康影響評価(リスク評価)が、食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号に基づき、食品健康影響評価の結果に基づいた関係行政機関(リスク管理機関)の施策の実施状況について、調査を行った。

なお、本調査については、昨年度(第 1 回(平成 16 年 6 月報告)、第 2 回(同年 12 月報告))に引き続き、3 回目の調査である。

今回の調査対象は、食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、平成 16 年 10 月から平成 17 年 3 月までの間に厚生労働省、農林水産省に対してその結果の通知を行った評価品目(7 分野、46 品目)とした。

添加物 7 品目、農薬 6 品目、動物用医薬品 18 品目、器具・容器包装 1 品目、
遺伝子組換え食品等 5 品目、新開発食品等 7 品目、肥料・飼料等 2 品目

また、前回までの調査において、具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目等(4 分野、22 品目)についても調査を行った。

添加物 7 品目、プリオン 2 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目、新開発食品等
12 品目

調査は、評価結果の通知を行った関係行政機関から、対象の評価品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」(別添)による報告(平成 16 年 9 月 30 日現在)を受けることで行った。

施策の実施状況

分野別に、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の実施状況を整理すると、以下のとおりである。

なお、前回の調査品目についても、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったものなどについて、その後の進捗状況等を整理した。

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

食品安全委員会は、添加物の新規指定、使用基準等の改正などに関して、厚生労働省からの意見の求めに応じて、7品目の添加物の食品健康影響評価を行った。評価結果に基づき、以下の対応が取られている。

適切に使用される限りにおいて、一日摂取許容量（ADI）を設定する必要はないと評価されたもの

〔2品目：亜酸化窒素、ヒドロキシプロピルセルロース〕

（施策の概要）

亜酸化窒素については、「亜酸化窒素を乳脂肪及び/又は植物性脂肪のエアゾール缶入り加工食品（ホイップクリーム缶）に添加物として適切に使用する限りにおいては、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを設定する必要はない。」との評価結果を通知したところであるが、厚生労働省において、添加物としての指定がなされるとともに、食品、添加物等の規格基準の一部改正に係る意見の募集において寄せられた「ホイップクリームのみならず、広い範囲のクリーム状の製品について使用を認められたい。」とする意見を踏まえた薬事・食品衛生審議会の答申に基づき、ホイップクリーム類（乳脂肪分を主成分とする食品又は乳脂肪代替食品を主要原料として泡立てたものをいう。）以外の食品に使用してはならないとする使用基準及び成分規格が設定された。

また、通常の使用方法によらない本物質の直接摂取等、本物質の過剰な摂取には注意が必要とした食品安全委員会の意見については、一般的に容易に販売されるようなカートリッジ式の耐圧金属製密封容器に入れた亜酸化窒素を成分規格外とすることとされた。

ヒドロキシプロピルセルロースについては、添加物としての指定がなされ、成分規格が設定された。

食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられると評価されたもの

〔4品目：バニリン、イソアミルアルコール、2,3,5-トリメチルピラジン、アミルアルコール〕

（施策の概要）

これら4品目については、添加物としての指定がなされ、着香の目的以外に使用してはならないとする使用基準、成分規格が設定された。

評価の結果、一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの

〔1品目：亜塩素酸ナトリウム〕

（施策の概要）

亜塩素酸ナトリウムについては、規格基準が改正され、使用基準が改正（使用できる食品にカズノコの調味加工品（塩カズノコを除く。）を追加）された。

なお、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書においては、食品安全委員会の評価結果に示された亜塩素酸ナトリウムの1日摂取量の推定を用いるとともに、カズノコ中の亜塩素酸ナトリウムの分析を目的として開発された分析法の検出限界（5mg/kg）程度の亜塩素酸ナトリウムがカズノコ（調味加工品）に含まれていると仮定した場合に摂取される亜塩素酸ナトリウムの量は0.02 μg/kg 体重/日（亜塩素酸イオンとして0.015 μg/kg 体重/日）との推定がなされている。

〔前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの〕

ステアリン酸カルシウム（一日摂取許容量（ADI）を設定する必要はないと評価されたもの（平成16年7月29日付け通知））については、添加物としての指定がなされ、成分規格が設定された。

2,3,5,6-テトラメチルピラジン、イソブタノール、2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジン（平成16年5月27日付け通知）、**プロパノール**（平成16年9月9日付け通知）の4品目（いずれも、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられると評価されたもの）については、添加物としての指定がなされ、着香の目的以外に使用してはならないとする使用基準、成分規格が設定された。

グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅（許容上限摂取量（UL）が設定されたもの（平成16年5月27日付け通知））については、評価結果の中で、使用基準改正の概要として「栄養機能食品であって、通常の食品の形態をしていない錠剤、カプセル、顆粒、錠剤及び粉末に使用できるよう使用基準を改正しようとするもの。」としているが、厚生労働省において、対象品目について「使用量の上限を設けること、特定保健用食品を含む保健機能食品には摂取の目安量の表示が義務付けられていることなどから、『保健機能食品』とすることが適当である」とする薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書を踏まえた薬事・食品衛生審議会の答申に基づき、これらの使用基準を「母乳代替食品及び保健機能食品以外の食品に使用してはならない。」に改正するとともに、その使用量が設定された。

なお、それぞれに今回新たに設ける使用基準（保健機能食品の1日当たりの摂取目安量）は、通常の食事から想定される亜鉛・銅の摂取量（その変動幅等を考慮）を許容上限摂取量から差し引いて設定されている。

また、乳幼児～小児が過剰に亜鉛・銅を摂取することがないように、適切な注意喚起が行われるべきであるとした食品安全委員会の意見については、栄養機能食品の表示基準により、「乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。」との注意事項の表示が義務付けられている。さらに、成人においても、今後、亜鉛・銅の過剰摂取が生じないように注意が必要であり、実際の摂取量の把握及びその結果を踏まえた措置の検討も必要とした指摘については、栄養機能食品の表示基準により、その注意喚起表示が義務付けられている。

2 農薬

食品安全委員会は、農薬の登録申請に伴う食品中の残留基準の設定に当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、6品目の農薬の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価の結果、いずれも一日摂取許容量（ADI）が設定された。

〔6品目：トルフェンピラド、シアゾファミド、フェンアミドン、ピフェナゼート、クロチアニジン、プロヒドロジャスモン〕

（施策の概要）

これらの6品目のうちクロチアニジンを除く5品目については、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定された。

なお、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、今回の残留基準の設定後の理論最大摂取量（TMDI）等の対ADI比は以下のとおり試算されている。

・トルフェンピラド	33.0% ~ 55.3%
・シアゾファミド	6.3% ~ 17.1%
・フェンアミドン	11.7% ~ 24.6%
・ピフェナゼート	26.3% ~ 76.1%
・プロヒドロジャスモン	0.0% ~ 0.1%

は、推定一日摂取量（EDI）試算を含む

クロチアニジン（平成17年1月27日付け通知）については、薬事・食品衛生審議会において審議され、食品規格（農産物等に係る農薬の残留基準）を設定することが適当とする答申を得たところである。

3 動物用医薬品

食品安全委員会は、食品中の残留基準の設定、製造等の承認及び再審査に伴い、厚生労働省及び農林水産省からの意見の求めに応じて、18品目の動物用医薬品の食品健康影響評価を行った。評価結果に基づき、以下の対応が取られている。

適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価されたもの

〔5品目：豚ポルデテラ感染症・豚パストツレラ症・豚丹毒混合（アジュバンド加）不活化ワクチン（リニシールドTX4、リニシールドTX4（ゲン））、ぶりピブリオ病不活化ワクチン（ノルボックス ピブリオ mono）、ひらめ 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン（Mバックイニエ）、鳥インフルエンザ（油性アジュバンド加）不活化ワクチン（ノビリス IA inac、AI（H5N2亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミュン AIV）、孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤（バイセス）〕

（施策の概要）

これらの5品目については、食品中の残留基準は設定しないこととし、動物用医薬品としての製造又は輸入販売の承認がなされた。

なお、鳥インフルエンザ（油性アジュバンド加）不活化ワクチン（ノビリス IA inac、AI（H5N2亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミュン AIV）について、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月18日農林水産大臣公表）において、鳥インフルエンザの防疫措置は早期の摘発及びとう汰を行うことが基本であり、ワクチンの使用は、早期摘発及びとう汰により根絶を図ることが困難となった場合に限定するとともに、その場合にも、国の家畜衛生当局の指導の下に、モニタリングの実施など十分な管理措置を講じた上で行うこととされている。

評価の結果、一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの

〔2品目：塩酸ラクタミン、ピルリマイシン〕

（施策の概要）

これらの2品目については、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定された。

なお、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、今回の残留基準の設定後の理論最大摂取量（TMDI）の対ADI比は、塩酸ラクタミンでは、国民平均で7.6%、小児（1～6歳）で14.4%、妊婦で8.0%、ピルリマイシンではそれぞれ10.6%、47.6%、12.9%と試算されている。

安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられると評価されたもの

〔11品目：ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン（ND・IB生ワクチン「NP」）、ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン（“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C）、豚ポルデテラ感染症・豚パストツレラ症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバックAR4）、パストツレラ・ムルトシダ（アジュバント加）トキソイド（豚パストツレラトキソイド“化血研”）、鶏コクシジウム感染症（アセルプリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン（TAM））、前葉性卵胞刺激ホルモン（FSH）を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR・10）、ウラジロガシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤（ウロストン2品目）、プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用膈内挿入剤（イージーブリード）、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢・粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン（日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン）、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン（日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研”牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン）、鶏伝染性気管支炎生ワクチン（IB TM生ワクチン“化血研”）〕

（施策の概要）

これらの11品目については、再審査の申請者に対して再審査の結果が通知された。

4 器具・容器包装

食品安全委員会は、器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正について、その試験方法等につき、有害試薬を使わない試験や分析精度の向上など現在の科学水準に合致するよう規格基準を改めるに当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、その食品健康影響評価を行った。

これについては、規格基準の改正を行うことについては、人の健康に影響を及ぼす可能性はないと判断したと評価された。

〔1品目：器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正〕

（施策の概要）

器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正に係る評価結果（平成17年2月3日付け通知）については、薬事・食品衛生審議会から規格基準の改正を適当とする答申を得たところである。

【生物系評価グループ】

1 プリオン

【食品安全委員会自らの判断で食品健康影響評価を行ったもの】

日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について - 中間とりまとめ - （平成16年9月9日付け通知）については、牛から人への牛海綿状脳症（BSE）病原体（BSEプリオン）の感染リスクの低減効果を検討する目的で、我が国におけるBSE対策（管理措置）を検証し、今後の対策に活かすため、食品健康影響評価を行った。評価結果の概要については以下のとおり。

1. 今後、我が国において、さらにBSE感染牛が確認される可能性がある
と推定されるが、これらのBSE感染牛が食物連鎖に入り込んだ結果として、人への感染を起こすリスクは、現在の特定危険部位（SRM）除去及びBSE検査によって、効率的に排除されているものと推測される。
2. 検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたSRM除去措置を変更しなければ、それにより変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）のリスクが増加することはないと考えられる。しかしながら、検出限界程度の異常プリオンたん白質を延髄門部に蓄積するBSE感染牛が、潜伏期間のどの時期から発見することが可能となり、それが何ヶ月齢の牛に相当するのか、現在のところ断片的な事実しか得られていない。ただし、我が国における約350万頭に及ぶ検査において発見されたBSE感染牛9頭のうち、21、23ヶ月齢の2頭のBSE感染牛が確認された事実を勘案すると、21ヶ月齢以上の牛については、現在の検査法によりBSEプリオンの存在が確認される可能性がある。
一方、21、23ヶ月齢で発見された2頭のBSE感染牛における延髄門部に含まれる異常プリオンたん白質の量が、ウエスタンブロット法（WB法）で調べた結果では他の感染牛と比較して500分の1から1,000分の1と微量であったこと、また、我が国における約350万頭に及ぶ検査により20ヶ月齢以下のBSE感染牛を確認することができなかったことは、今後の我が国のBSE対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実である。
3. 検査法については、今後とも改良が行われるべきものと考えられ、検出限界の改善や、牛の生体から採取した組織、血液等を用いた生前検査法の開発等も含め、研究が進められるべきであり、その中で20ヶ月齢以下の牛に由来するリスクの定量的な評価について、今後さらに検討を進める必要がある。
4. 現在の知見では、SRMにBSE発症牛の体内の異常プリオンたん白質の99%以上が集中しているとされていることから、SRMの除去は人のBSE感染リスクを低減するために非常に有効な手段である。また、交差汚

染防止については、感染した牛の脳0.001～1gという極微量で牛の感染源になりうるとの報告もあることから、と畜場等における適切なと畜・解体の実施を通じて交差汚染を防止することは人のBSE感染のリスクを低減する上で重要である。このため、引き続き適正なSRM除去、交差汚染防止の指導を行なうとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築するべきである。

5．BSE発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢のBSE牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。また、トレーサビリティの担保及び検証を行うとともに、リスク牛検査について引き続き実施する必要がある。

BSE問題は、食品の安全・安心に関する問題の中で、最も国民の関心が高く、社会的影響の大きい問題のひとつである。一方、BSEは科学的に解明されていない部分も多い疾病であることも事実である。このような多面性、不確実性の多いBSE問題に対しては、リスク管理機関は、国民の健康保護が最も重要との認識のもと、国民とのリスクコミュニケーションを十分に行った上で、BSE対策の決定を行うことが望まれる。

また、厚生労働省及び農林水産省においては、BSEに関して科学的に解明されていない部分について解明するため、今後より一層の調査研究を推進するべきであり、そうして得られた新たなデータや知見をもとに適宜、定量的なリスク評価を実施していく必要がある。

(施策の概要)

我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策について、食品健康影響評価の結果を踏まえ、平成16年10月15日に厚生労働省および農林水産省から、以下の事項について諮問が食品安全委員会に対して行われた。

と畜場におけるBSE検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第1項の規定に基づく検査対象となる牛の月齢の改正及び検査技術に係る研究開発の推進

特定危険部位(SRM)の除去の徹底

飼料規制の実効性確保の強化

BSEに関する調査研究の一層の推進

なお、当該諮問に対しては、食品安全委員会から平成17年5月6日に、厚生労働省及び農林水産省に対して食品健康影響評価結果の通知を行ったところである。

[前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの]

豚由来たん白質等の飼料利用(平成16年6月24日付け通知)については、次のとおり食品健康影響評価を行った。

- 1．現在の知見では、豚及び家きんが自然状態において牛海綿状脳症（BSE）に感染し、BSEを伝達するという科学的根拠はない。したがって、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できると考える。
- 2．豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんの飼料に利用することに当たっては、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべきである。また、交差汚染を科学的にチェックするために、十分な感度・精度を有する技術の開発により一層努力し、今後、安全性を検証する仕組みを構築するべきである。
- 3．馬については、現時点において、BSEの感受性に関する科学的知見がなく、馬に由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚、馬及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については評価することはできない。

（施策の概要）

豚由来たん白質等の飼料利用に係る基準・規格の改正（豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質について、これら以外の動物由来たん白質が含まれていない製造工程で製造されていることについての農林水産大臣の確認制度の導入等を行うとともに、豚または家きん用飼料を製造する工程が、牛等用の飼料を製造する工程と確実に分離されている工場に限って豚由来たん白質又は動物由来たん白質等の使用を認めることなど）がなされた。

また、馬に由来する肉骨粉等については、引き続き利用しないこととされている。

さらに、食品健康影響評価の中で、交差汚染を科学的にチェックするために、十分な感度・精度を有する技術の開発により一層努力し、今後、安全性を検証する仕組みを構築するべきであるとした食品安全委員会の意見については、独立行政法人肥飼料検査所と研究開発機関及び民間企業との連携による動物性たん白質検査技術の開発・実用化に努め、リスク管理の高度化を図ることとされている。

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

< 遺伝子組換え食品 >

食品安全委員会は、遺伝子組換え食品の安全性審査に係る厚生労働省からの意見の求めに応じて、4品目の食品健康影響評価を行った。

これらについては、その評価の結果、**ヒトの健康を損なうおそれがないものと判断した、または、その安全性に問題はないと判断したと評価された。**

〔4品目：除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統、除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統を掛け合わせた品種、ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統〕

（施策の概要）

除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統、除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統を掛け合わせた品種については、安全性審査を経た旨の公表などがなされた。

ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統については、安全性審査を経た旨の公表などが予定されている。

< 遺伝子組換え添加物 >

食品安全委員会は、遺伝子組換え添加物の安全性審査に係る厚生労働省からの意見の求めに応じて、食品健康影響評価を行った。

これについては、**評価対象ではないと判断された。**

〔1品目：PLA2（ホスホリパーゼA2）〕

（施策の概要）

食品健康影響評価の結果に基づき、添加物の規格基準の適用については、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした旨申請者に対して通知がなされた。

【前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの】

< 遺伝子組換え飼料 >

ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統（その安全性に問題はないと評価されたもの（平成16年9月9日付け通知））については、食品健康影響評価

の結果に基づき、安全性に関する確認を受けた旨の公表などがなされた。

2 新開発食品

< 特定保健用食品 >

食品安全委員会は、特定保健用食品の表示許可申請に伴い、厚生労働省からの意見の求めに応じて、7品目の安全性審査に係る食品健康影響評価を行った。

これらについては、いずれも、**適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したと評価された。**

〔7品目：ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園 TACC 茶、DHA 入りリサーラソーセージ、キューピー骨育カルシウム & ビタミン K2、プリトロール、松谷のおそば、黒烏龍茶〕

（施策の概要）

食品健康影響評価の結果などに基づき、DHA 入りリサーラソーセージ、松谷のおそばの2品目については、特定保健用食品として許可された。

黒烏龍茶（平成 17 年 3 月 3 日付け通知）については、食品健康影響評価の結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会から特定保健用食品として認めることとして差し支えないとする答申を得たところである。

ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園 TACC 茶（平成 16 年 10 月 14 日付け通知）、キューピー骨育カルシウム & ビタミン K2（平成 16 年 11 月 18 日付け通知）の3品目については、薬事・食品衛生審議会において有効性審査等について審議中となっている。

プリトロール（平成 17 年 1 月 27 日付け通知）については、申請資料の整備中の段階である。

〔前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの〕

健康博士ギャバ（許可時の品目名「ギャバのめぐみ」）（平成 16 年 2 月 5 日付け通知）、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ（同「ブレンディ コーヒーオリゴ糖入りカフェオレ」）（平成 16 年 4 月 22 日付け通知）、毎日海菜海苔ペプチド（平成 16 年 6 月 10 日付け通知）、キューピーコントロール（同「キューピーディフェ」）（平成 16 年 6 月 10 日付け通知）、ゴマペブ茶（平成 16 年 9 月 16 日付け通知）の5品目（いずれも、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと評価されたもの）については、特定保健用食品として許可された。

グリコヨーグルト G C L 1 0 0 1（平成 16 年 3 月 11 日付け通知）、チチヤス低糖ヨーグルト、リポスルー（平成 16 年 4 月 22 日付け通知）、キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント（平成 16 年 6 月 24 日付け通知）、健康道場 おいし

い青汁（平成 16 年 9 月 16 日付け通知）の 5 品目（いずれも、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと評価されたもの）については、薬事・食品衛生審議会において有効性審査等について審議中となっている。

クエーカーオートミール（適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと評価されたもの（平成 16 年 4 月 22 日付け通知））については、許可申請者から申請の取り下げ願いが提出されたため、審議打ち切りとなっている。

〔前回の調査時点より、さらに追加的な管理施策が講じられたもの〕

エコナマヨネーズタイプ（平成 15 年 9 月 11 日付け通知）について、ジアシルグルセロールに係る二段階試験の結果について報告を求めるとした食品安全委員会の意見については、ジアシルグリセロールに係る二段階試験を行ったところ、雄の遺伝子組換えラットの舌において、傾向解析によって扁平上皮がんのプロモーション作用が示唆されたが、今回よりも個体数を増やし、高用量、長期間の試験が必要であると研究者から報告されていることから、厚生労働省では、追加試験実施に向け準備を行っているところである。

なお、平成 17 年 9 月 20 日に厚生労働省から食品安全委員会に対し、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性についての評価の要請がなされ、今後、食品安全委員会において審議を行うこととしている。

3 肥料・飼料等

食品安全委員会は、普通肥料の公定規格の設定又は変更に伴い、農林水産省からの意見の求めに応じて、2 品目の肥料の食品健康影響評価を行った。

これらについては、いずれも、**適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると評価された。**

〔 2 品目：鉍さいりん酸肥料、腐植酸りん肥 〕

（施策の概要）

鉍さいりん酸肥料については、公定規格が設定され、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項が設定された。

腐植酸りん肥については、公定規格が変更され、使用できる原料として、新たに塩基性マンガン含有物及びほう酸塩が追加されるとともに、それらの含有すべき主成分の最小量が設定された。また、含有を許される有害成分として、ニッケル、クロムが追加され、それらの最大量が設定された。